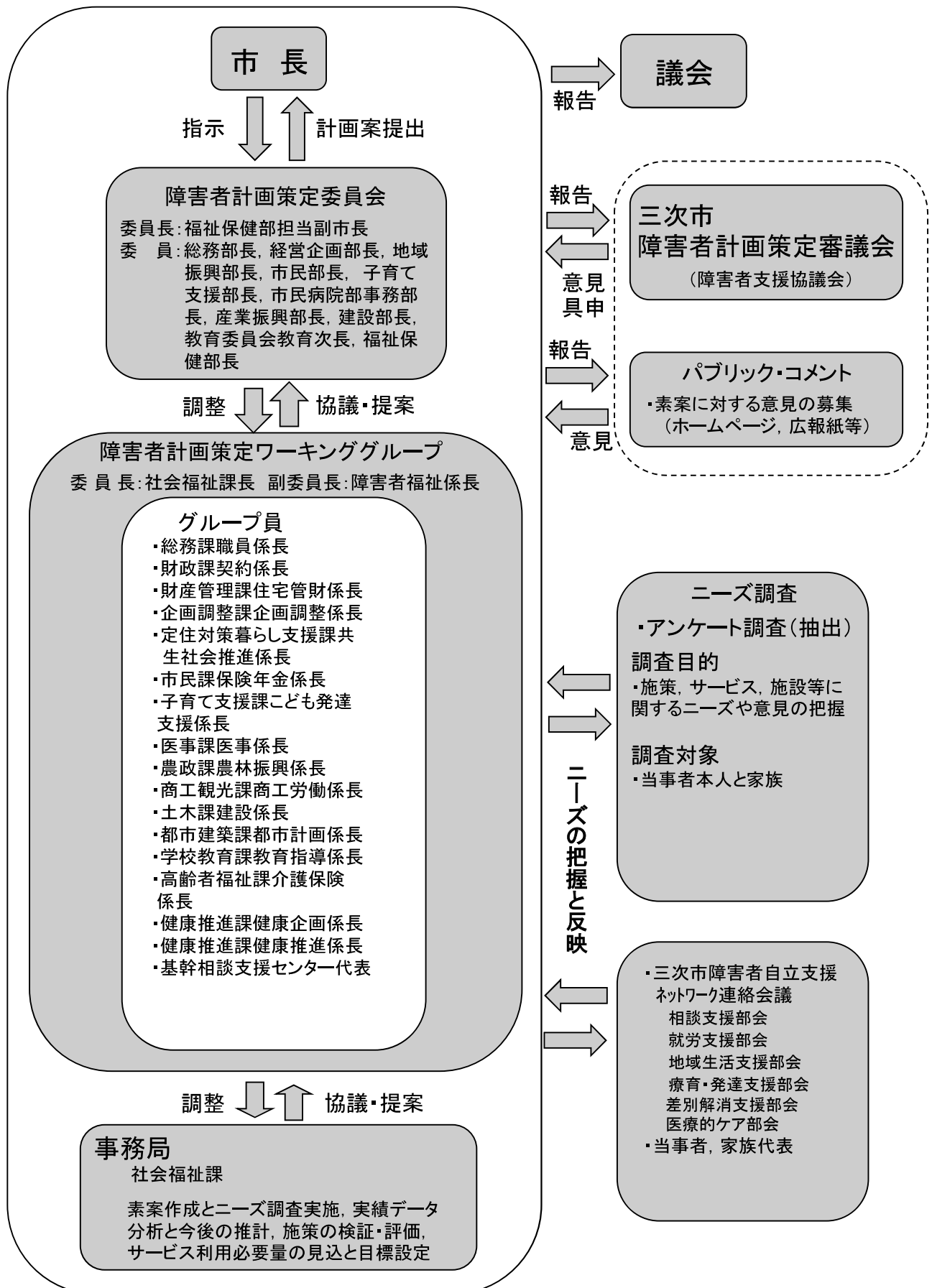


2. 策定体制



3. 三次市障害者計画策定審議会設置要綱

平成29年6月19日告示第194号

改正

令和5年5月30日告示第158号

三次市障害者計画策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 市は、障害者福祉計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者のための施策に係る基本的な計画をいう。）、障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画をいう。）及び障害児福祉計画（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画をいう。）（以下「障害者計画」と総称する。）を策定するに当たり、各関係者の専門的見地からの意見、助言、指導等を得て障害者計画を策定するため、三次市障害者計画策定審議会（以下「策定審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定審議会は、障害者計画の策定に関し必要な提言を行う。

(組織)

第3条 策定審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域ケアに関する識見を有する者
- (2) 障害支援区分認定審査会を代表する者
- (3) 保健福祉の関係者
- (4) 就労対策の関係者
- (5) 障害者及びその家族を代表する者
- (6) ボランティア団体を代表する者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、当該計画を策定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定審議会の会議は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 策定審議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年6月19日から施行する。

(最初の会議)

- 2 この告示の施行の日以後、最初に開催される策定審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和5年5月30日告示第158号）

この告示は、令和5年5月30日から施行する。

4. 令和5年度三次市障害者計画策定審議会委員名簿

	氏名	所 属	区 分
1	有田 雅俊	三次市民生委員児童委員協議会会長	保健福祉関係者
2	佐々木 康吏	医療法人新和会 三次病院院長	保健福祉関係者
3	武村 精一	社会福祉士	地域ケアに関する有識者
4	梶原 真美	社会福祉法人三次市社会福祉協議会 地域福祉課長	保健福祉関係者
5	青木 伸子	障害支援区分認定審査会委員	障害支援区分認定審査会代表
6	寺田 朱美	社会福祉法人あらくさ理事長	保健福祉関係者
7	熊原 晋司	社会福祉法人優輝福祉会 共同生活援助事業所ゆうしゃいん CCM 管理者	保健福祉関係者
8	小川 信二	三次公共職業安定所長	就労対策関係者
9	梶原 勇人	社会福祉法人備北福祉会 総務部長	就労対策関係者
10	岩井 千鶴子	広島県立庄原特別支援学校長	就労対策関係者
11	添田 龍彦	三次市身体障害者協会会長	障害者及びその家族代表
12	新元 史子	ままっ子クラブ代表	障害者及びその家族代表
13	近藤 幸恵	ボランティアグループみよし代表	ボランティア団体代表
14	森末 博雄	備北障害者就業・生活支援センター センター長	就労対策関係者
15	梅田 恵志	指定特定相談支援事業所ココみよし管理者	保健福祉関係者
16	新田 丈二	社会福祉法人三次市社会福祉協議会 福祉サービス課長	保健福祉関係者
17	歌房 哲也	社会福祉法人あらくさ管理者	保健福祉関係者
18	水越 ひろ子	キッズさぽーと yui 管理者	保健福祉関係者
19	伊達 元一郎	広島県北三次難聴者・中途失聴者協会会長	保健福祉関係者
20	福間 かおる	三次地区医師会 訪問看護ステーション「スクラム」所長	保健福祉関係者

改正

平成31年3月29日告示第75号

令和2年3月16日告示第32号

令和2年7月16日告示第170号

令和3年3月30日告示第53号

令和5年5月30日告示第157号

三次市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、障害者福祉計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者のための施策に係る基本的な計画をいう。）、障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画をいう。）及び障害児福祉計画（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画をいう。）（以下「障害者計画」と総称する。）を策定するに当たり、市行政内部の連携を図るため、三次市障害者計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、障害者計画の策定に関して調査審議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員で組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議等)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に議題に関係する職員等を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(策定ワーキンググループ)

第5条 第2条に規定する事務を効率的に進めるため、策定委員会の下に三次市障害者計画策定ワーキ

ンググループ（以下「策定ワーキンググループ」という。）を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

2 策定ワーキンググループは、リーダーを社会福祉課長、サブリーダーを社会福祉課障害者福祉係長が担う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、策定ワーキンググループ以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 策定委員会及び策定ワーキンググループの庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月19日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第75号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和2年3月16日告示第32号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和2年7月16日告示第170号）

この告示は、令和2年7月17日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第53号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和5年5月30日告示第157号）

この告示は、令和5年5月30日から施行する。

別表第1（第3条関係）

三次市障害者計画策定委員会委員

委員長	福祉保健部担当副市長
委員	総務部長
	経営企画部長
	地域振興部長
	市民部長
	子育て支援部長
	市民病院部事務部長
	産業振興部長
	建設部長
	教育委員会教育次長
	福祉保健部長

別表第2（第5条関係）

三次市障害者計画策定ワーキンググループ

リーダー	社会福祉課長
サブリーダー	社会福祉課障害者福祉係長
グループ	総務課職員係長
	財政課契約係長
	財産管理課住宅・財産活用係長
	企画調整課企画調整係長
	定住対策・暮らし支援課共生社会推進係長
	市民課保険年金係長
	子育て支援課こども発達支援係長
	医事課医事係長
	農政課農林振興係長
	商工観光課商工労働・企業誘致係長
	土木課建設係長
	都市建築課都市計画係長
	学校教育課教育指導係長
	高齢者福祉課介護保険係長
	健康推進課健康企画係長
	健康推進課健康推進係長
	基幹相談支援センターを代表する者

6. 用語集

意思疎通支援

障害のある人となない人の意思疎通を支援する様々な手段を、概念的に幅広く解釈できるよう、障害者総合支援法において定義された言葉のことをいいます。

こども発達支援センター

心身の発達に遅れのある児童または、そのおそれのある児童を対象に、相談や指導等行うとともに、保護者も一緒に通園することにより、障害の正しい理解と受容を促し、家庭生活においても適切な療育が行われるよう支援を行う三次市の施設のことをいいます。

サービス等利用計画

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について、指定特定相談支援事業者が検討・作成する計画のことをいいます。

社会福祉士

「ソーシャルワーカー」と呼ばれる福祉専門職。身体的・精神的障害または環境上の理由で日常生活を営むことに支障がある者に対し、福祉に関する相談、助言、指導その他の援助を行います。

障害者基本法

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律で、法律の対象となる障害を身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義しています。

国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障害者に関わる施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」をめざすことを目的としています。

障害者雇用促進法

障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務づけるなど、障害者の職業の安定を図るために様々な規定を設けています。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」といいます。

障害者総合支援法

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことを目的とした法律で、障害や難病のある人個々のニーズに応じてさまざまな福祉サービスを利用できる仕組みを定めており、正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。

精神保健福祉士

「精神科ソーシャルワーカー（PSW）」と呼ばれる福祉専門職。精神病院等において医療を受けている、または精神障害により施設を利用している人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行います。

成年後見制度

判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図る制度のことをいいます。

相談支援専門員

一定の実務経験と研修の修了を要件とした福祉職。障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成します。

高次脳機能障害

交通事故や転倒などにより脳の一部が損傷を受けることで記憶・意思・感情など高度な脳の機能に障害が表れることをいいます。

要約筆記

聴覚障害者への意思疎通支援の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいいます。第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などが主な対象となります。

三次市障害者支援センター

本市における障害者支援の中核機関であり、総合相談支援、専門部会の事務局、社会資源の活用、障害のある人の社会参加支援、障害者団体や家族会への支援等の多岐にわたる役割を担っています。

センターには、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員等の専門職を配置しています。

三次市障害者支援協議会

障害者福祉に関する多種多様な問題に対し、障害者、障害者団体、サービス提供事業者、ボランティア団体、医療・保健・福祉・教育・就労関係等の地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行っています。協議会とネットワーク連絡会議から構成されています。

発行

三次市福祉保健部社会福祉課

郵便番号：728-8501

住所：広島県三次市十日市中二丁目8番1号

電話：0824-65-2051 FAX：0824-62-6285

メール：fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp